

公示

税関長権限委任規則（昭和43年達第12号）の一部を下記のとおり改正し、平成30年7月1日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第5項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第5項の規定に基づき、公示する。

平成30年6月28日

横浜税関長 片山 一夫

記

1 税関長権限委任規則（昭和43年達第12号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

2 鶴見出張所の廃止に伴い、平成30年6月30日までに同出張所長に委任されていた権限によって行われた処分並びに輸入申告のなかったものに対する決定及び賦課決定並びに法令の規定による申告又は申請が同出張所によって受理され、かつ、これに対する税関の処理が未了となっているものに関する権限の承継先については、次のとおりとする。

(1) 関税法第5章（運送）に関するもの並びに計量器認定及び当事者分析に係るもの

管轄区域による

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 税関長

3 本牧埠頭出張所の管轄区域変更に伴い、平成30年6月30日までに同出張所長に委任されていた権限によって行われた処分並びに輸入申告のなかったものに対する決定及び賦課決定並びに法令の規定による申告又は申請が同出張所によって受理され、かつ、これに対する税関の処理が未了となっているものに関する権限の承継先については、次のとおりとする。

(1) 関税法第5章（運送）に関するもの 管轄区域による

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 本牧埠頭出張所長

4 山下埠頭出張所廃止までに同出張所長に委任されていた権限によって行われた処分並びに輸入申告のなかったものに対する決定及び賦課決定に関する権限については、引き続き本牧埠頭出張所長が有するものとする。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○ 税関長権限委任規則(昭和43年達第12号)</p> <p>(<u>輸徴令による権限委任の制限</u>)</p> <p>第6条 輸徴令第30条第1項第2号に掲げる権限のうち、次の各号に掲げるものについては、同条第2項の規定に基づき、当該各号に定める税関出張所等の長に対しては委任しない。</p> <p>(1) 輸徴法第6条(引取りに係る課税物品についての申告、納付等の特例)第3項の規定に基づく権限 横浜税関宇都宮出張所、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署姉崎出張所、横浜税関大黒埠頭出張所、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、川崎税関支署東扇島出張所及び千葉税関支署銚子監視署</p> <p>(2) 輸徴法第7条(郵便物の内国消費税の納付等)の規定に基づく権限 横浜税関川崎外郵出張所を除く税関出張所等</p> <p>(3) (省略)</p> <p>附 則(昭和43年達第12号)</p> <p>1及び2 (省略)</p> <p>3 第2条及び第3条の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定(昭和29年条約第6号)第6条に基づき日本国政府に引渡される貨物の輸入手続については、当分の間、<u>税関長</u>が行うことができる。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>○ 税関長権限委任規則(昭和43年達第12号)</p> <p>(<u>輸徴令による権限委任の制限</u>)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>横浜税関宇都宮出張所、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署姉崎出張所、<u>横浜税関鶴見出張所</u>、横浜税關大黒埠頭出張所、横浜税關本牧埠頭出張所、<u>横浜税關川崎外郵出張所</u>、<u>川崎税關支署東扇島出張所</u>及び<u>千葉税關支署銚子監視署</u></p> <p>(2) (同左) <u>横浜税關鶴見出張所</u>及び<u>横浜税關川崎外郵出張所</u>を除く税關出張所等</p> <p>(3) (同左)</p> <p>附 則(昭和43年達第12号)</p> <p>1及び2 (同左)</p> <p>3 第2条及び第3条の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定(昭和29年条約第6号)第6条に基づき日本国政府に引渡される貨物の輸入手続については、当分の間、<u>横浜税關鶴見出張所</u>において行うことができる。</p> <p>4 (同左)</p>

改 正 後

別表第1 税関出張所等の管轄区域

区分	出張所名	管轄区域
税関出張所		(省 略) <u>(削 除)</u>
横浜税関 大黒埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市鶴見区 <u>(川崎税関支署の管轄に属する地域を除く。)</u>	
横浜税関 本牧埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市中区のうち、 <u>新山下一丁目から新山下三丁目まで</u> 、本牧ふ頭、錦町、かもめ町、豊浦町 (1番、1番2及び13番を除く。)、南本牧、本牧十二天、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧大里町及び本牧三之谷	
		(省 略)

改 正 前

別表第1 税関出張所等の管轄区域

区分	出張所名	管轄区域
税関出張所		(同 左)
	横浜税関 鶴見出張所	神奈川県のうち 横浜市鶴見区 <u>(川崎税関支署及び大黒埠頭出張所の管轄に属する地域を除く。)</u> 及び神奈川区 <u>(菅田町及び羽沢町を除く。)</u>
	横浜税関 大黒埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市鶴見区 <u>(のうち、大黒ふ頭)</u>
	横浜税関 本牧埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市中区のうち、 <u>山下ふ頭、新山下、本牧ふ頭、錦町、かもめ町、豊浦町(1番、1番2及び13番を除く。)、南本牧、本牧十二天、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧大里町及び本牧三之谷</u>
		(同 左)

改 正 後

別表第2 税関出張所等の長に対し一般的権限（関税令第92条第1項第2号に掲げる権限）以外に委任するもの

関税関係 法令の規定 に基づく一 般的権限以 外に委任す るもの	税関出張所	税関支署出張所	税關 支署 監視署
宇都宮 削除	大本川 黒牧崎 埠埠外 頭頭郵	石氣相福日つ船木姉東 仙島空く橋更扇 巻沼馬港立ば川津崎島	跳三 子崎
(省略)			

改 正 前

別表第2 税関出張所等の長に対し一般的権限（関税令第92条第1項第2号に掲げる権限）以外に委任するもの

関税関係 法令の規定 に基づく一 般的権限以 外に委任す るもの	税關出張所	税關支署出張所	税關 支署 監視署
宇都宮 見	大本川 黒牧崎 埠埠外 頭頭郵	石氣相福日つ船木姉東 仙島空く橋更扇 巻沼馬港立ば川津崎島	跳三 子崎
(同左)			

別表第3 税關出張所等の長に対し、一般的権限のうち委任が制限されるもの

関税関係 法令の規定 に基づく一 般的権限の うち委任が 制限される もの	税關出張所	税關支署出張所	税關 支署 監視署
宇都宮 削除	大本川 黒牧崎 埠埠外 頭頭郵	石氣相福日つ船木姉東 仙島空く橋更扇 巻沼馬港立ば川津崎島	跳三 子崎
(省略)			

別表第3 税關出張所等の長に対し、一般的権限のうち委任が制限されるもの

関税関係 法令の規定 に基づく一 般的権限の うち委任が 制限される もの	税關出張所	税關支署出張所	税關 支署 監視署
宇都宮 見	大本川 黒牧崎 埠埠外 頭頭郵	石氣相福日つ船木姉東 仙島空く橋更扇 巻沼馬港立ば川津崎島	跳三 子崎
(同左)			